

平成25年第2回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

開会期日 平成25年6月11日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(11名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	大石哲雄
5番	畑山豊	6番	奥田誠
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	11番	吉田盛彦
12番	井澗治		

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	平田隆文	局長補佐	十河貴子
------	------	------	------

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	岩橋幸大	教育長	梅本昭二三
会計管理者	笠松眞年	総務政策課長	山本敏章
総務政策課 企画員	川口孝志	総務政策課 企画員	森岡真輝
総務政策課 企画員	水口和洋	総務政策課 企画員	撫養充洋
税務課長	山崎一光	税務課企画員	橋本秀行
産業建設課長	植本敏雄	産業建設課 企画員	三栖啓功
産業建設課 企画員	菅谷雄二	住民生活課長	和田精之

住民生活課 企画員	平 田 敏 隆	住民生活課 企画員	原 宗 男
住民生活課 企画員	坂 本 徹	上下水道課長	福 田 睦 巳
上下水道課 企画員	植 本 亮	上下水道課 企画員	谷 本 芳 朋
教育委員会 総務課長	家 高 英 宏	教育委員会 生涯学習課長	藪 内 博 文

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 報告第 2号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 報告第 3号 平成24年度上富田町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 7 報告第 4号 平成24年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 8 報告第 5号 平成24年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)
- 日程第 9 報告第 6号 平成24年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算(第3号)
- 日程第10 報告第 7号 平成24年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第3号)
- 日程第11 報告第 8号 平成24年度上富田町特別会計診療所事業補正予算(第2号)
- 日程第12 報告第 9号 平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第5号)
- 日程第13 報告第10号 平成24年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算(第2号)
- 日程第14 報告第11号 平成24年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算(第2号)
- 日程第15 報告第12号 平成24年度上富田町特別会計奨学事業補正予算(第1号)
- 日程第16 報告第13号 平成24年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予

算（第4号）

- 日程第17 報告第14号 平成24年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算  
（第3号）
- 日程第18 報告第15号 平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算  
（第1号）
- 日程第19 報告第16号 平成25年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補  
正予算（第1号）
- 日程第20 報告第17号 平成25年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補  
正予算（第1号）
- 日程第21 議案第34号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第35号 町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日程第23 議案第36号 上富田町教育委員会教育長の給与の減額支給に関する条  
例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第37号 上富田町長期継続契約を締結することができる契約を定  
める条例
- 日程第25 議案第38号 上富田町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例
- 日程第26 議案第39号 紀南環境広域施設組合の設置に関する協議について
- 日程第27 議案第40号 平成25年度上富田町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第41号 平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算  
（第2号）
- 日程第29 議案第42号 平成25年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第  
1号）
- 日程第30 議案第43号 土地取得について
- 日程第31 議案第44号 土地取得について
- 日程第32 議案第45号 工事請負契約の締結について（平成25年度 第1号  
高速道路推進事業 大内谷第二残土処分場造成工事）
- 日程第33 議案第46号 物品購入契約の締結について（高規格救急自動車購入）

開 会 午前9時30分

議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

これより平成25年第2回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回上富田町議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ちまして、5月から10月までクールビズ期間となっております。上富田町議会でも厳しい電力需給に対応し、6月から9月定例会までのクールビズとしてノーネクタイであることを決定いたし、それに伴いまして、今議会はノーネクタイとさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

なお、暑いときは議長判断により上着を取っていただくことになっております。本日は上着を取っていただいても結構かと思えます。当局の方も上着を取っていただいても結構であります。

また、今定例会には教育委員長にも招集通知をいたし、出席をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において2番、木村政子君、3番、三浦耕一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの11日間にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は11日間に決しました。

### 日程第3 諸般の報告

議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長（平田隆文）

諸般の報告をいたします。

平成25年3月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した6月定例会の説明員については、お手元に配付しております。

また、本定例会までに提出されています「核兵器全面禁止、非核平和の行動へのご協力・ご支援のお願い」につきましても、お手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日6月11日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に、また討論の方式も記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

おはようございます。

本日、ここに平成25年第2回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中、ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のため、格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝を申し上げます。

本年も梅の収穫最盛期に入りました。JA紀南の梅産地情報では、全ての品種で着果数、生産量は前年より多い状況になると見込まれていますが、ウメ輪紋ウイルスの発生地域が全国的に拡大しております。この地域の梅・スモモなどに感染することなく、安定した収入が確保できることを願っています。

さて、和歌山県は、ことし3月に南海トラフの巨大地震及び東海・東南海・南海3連

動地震による津波浸水想定を検討結果を公表しました。今回、地震・津波の被害想定では、内閣府が平成24年8月に公表した浸水想定をもとに、より詳細な地形データ等を用いて想定したものでございます。南海トラフの巨大地震は、千年、万年で1回程度発生するかどうかの地震で、マグニチュードは9.1、最大津波高は8メートルから19メートル、想定浸水地域は1万2,620ヘクタールに達するものと言われています。

また、東海・東南海・南海3連動地震は、100年前後で発生する地震でマグニチュードは8.7、最大津波高は5メートルから10メートル、想定浸水地域は5,660ヘクタールとしています。

当町では、被害の想定は震度6強で、津波による浸水地域は発生しないものと想定されていますが、家屋の倒壊等から町民の生命・財産を守るため、さらなる減災対策に取り組んでまいります。

また、私事でございますが、去る5月17日に第98回の和歌山県町村会総会が開催され、町村会会長に選出されました。議員各位のご理解とご協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、平成24年度の一般会計の決算状況についてご報告をさせていただきます。

長引く景気低迷や三位一体の改革等の影響もある中、大型事業であり、統合保育所建築工事や上富田中学校屋内運動場整備事業並びに過年発生災害復旧事業に取り組んできたところでございます。財源としましては、財政調整基金と減債基金から合計1億6,650万円の取り崩しており、前年度と比較しまして1億3,350万円の増額で、その結果、基金は8億2,500万円となります。町債の年度末現在高につきましては、61億9,888万5,000円で、前年度より1億2,529万円の増額となっています。

なお、実質収支額では、9,800万円程度の黒字決算となる見込みであります。

大変厳しい財政状況の中、議員各位のご理解とご協力のもとに、税收の確保や行財政改革に職員と一丸となって取り組んだ成果によるものと評価しているところでございます。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案といたしましては、報告事項としましては、条例の一部改正で2件、平成24年度の一般会計・特別会計の補正予算が11件、繰越明許費繰越計算書が1件、平成25年度特別会計補正予算が3件、条例の一部改正が3件、条例の制定及び廃止が2件、組合設置に関する協議が1件、平成25年度一般会計・特別会計補正予算が3件、土地取得が2件、工事請負契約及び物品の購入契約の締結が2件の計30件でございます。

なお、追加議案としまして、上富田町教育委員会委員の任命及び西牟婁郡公平委員会

委員の選任については、本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認を賜りますようお願いいたします。

それでは、諸議案につきましては、その概要のご説明を申し上げます。

報告第1号につきましては、上富田町税条例の一部を改正する条例でございます。この条例は、地方税法の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されたことに伴いまして本条例の一部を改正するもので、3月29日付で専決処分しましたので、その結果を報告し、承認を求めます。

改正の概要は、個人住民税に関して住宅借入金等特別税額控除の延長・拡大や納税環境整備の観点から、地方税に係る延滞金・還付加算金の利率の引き下げ等でございます。

次に、報告2号につきましては、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。この条例は、報告第1号と同じく、地方税法の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されたことに伴いまして本条例の一部を改正するもので、3月29日付で専決処分しましたので、その報告をし、承認を求めます。

改正の概要は、国民健康保険制度から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化する等を定めたものであります。

次に、報告第3号につきましては、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第7号）でございます。今回の補正は、各事業の精査及び平成24年度の実績収支を見込んだ最終予算で、規定額から3億1,644万6,000円を減額し、予算総額を58億8,387万4,000円と定め、3月29日付で専決処分しましたので、その報告をし、承認を求めます。

次に、報告第4号につきましては、平成24年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。今回、介護基盤緊急整備特別対策事業、農業基盤整備促進事業、社会資本整備総合交付金事業、岡小学校特別支援教室改修事業、天井扇風機設置事業、過年発生農業用施設災害復旧事業につきまして、年度内に事業が完成しなかったため、平成25年度へ9,084万4,000円を繰り越しましたので、その繰越明許費について報告するものでございます。

次に、報告第5号の平成24年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）から報告第14号、平成24年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第3号）までの特別会計に係る補正予算につきましては、各会計の精査及び実質収支を見込んだ最終予算であり、それぞれ3月29日付で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めます。

次に、報告第15号から報告第17号までにつきましては、平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業、宅地取得資金貸付事業、住宅新築資金貸付事業補正予算の1号で

ございます。それぞれの会計で平成24年度の決算において歳入不足が生じたため、5月31日付で専決処分をし、前年度繰上充当金をもって充当補填しましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第34号につきましては、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえて、速やかに国に準じて必要な措置を講じるよう、総務大臣の要請に基づき、条例の一部の改正を行うものでございます。

次に、議案第35号、町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例（案）と議案第36号、上富田町教育委員会教育長の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例（案）の2議案につきましては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律を踏まえ、地方公共団体の特別職においても速やかに国に準じて必要な措置を講じるよう、総務大臣の要請に基づきまして、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第37号につきましては、上富田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（案）でございます。この条例は、監査委員による定例監査での指摘事項を踏まえ、地方自治法第234条3及び同法施行令第167条の17の規定に基づきまして、町が締結する長期継続契約に関し、必要な事項を定めたものでございます。

次に、議案第38号につきましては、上富田町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例（案）でございます。この条例は、国の22年度住民生活に光をそそぐ交付金事業に基づきまして基金条例を制定し、23年度から2年間で対象事業の財源として運用してきましたが、対象期間が終了しましたので、本基金条例を廃止するものでございます。

次に、議案第39号につきましては、紀南環境広域施設組合の設置に関する協議についてでございます。この組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物最終処分場の設置・管理及び運営に関する事務を共同処理するために、みなべ町以南の2市8町において広域的な一般事務組合を設置するもので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第40号につきましては、平成25年度上富田町一般会計補正予算でございます。今回、既定額に5億5,709万4,000円を追加し、予算総額を62億1,009万4,000円と定めております。

補正予算の主な内容は、防災行政無線デジタル化整備事業で4億5,990万1,000円、風疹のワクチン委託料及び接種補助金で550万円、体育施設トイレ改修工事で2,226万9,000円、スポーツセンター駐車場整備工事で3,100万円、単



独災害復旧費で2,000万円を措置しております。

次に、議案第41号につきましては、平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算でございます。今回、既定額に3,900万円を追加し、予算総額を6億9,886万4,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、生馬事業用地造成事業に伴う公有財産購入費として3,500万円、栗ヶ谷墓地の区画造成工事費で400万円を措置しております。

次に、議案第42号につきましては、平成25年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算の第1号でございます。今回、既定額に339万3,000円を追加し、予算総額を816万6,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、歳入で、大内谷第二残土処分場用地として保有土地の売却収入を計上し、歳出では、さわやか上富田まちづくり給付金等を措置しております。

次に、議案第43号につきましては、土地の取得についてでございます。今回、生馬企業用地造成事業を施行するに当たりまして、生馬字山王・十林地内の土地を地権者1名から6万3,775平米を取得するもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第44号につきましても土地の取得についてでございます。今回、大内谷地区第二残土処分場を造成するに当たりまして、平成25年度第1回3月議会定例会でご承認をいただきました土地の残地につきまして、地権者6名から3,717.77平米を取得するもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第45号につきましては、工事請負契約の締結について（平成25年度第1号 高速道路推進事業 大内谷第二残土処分場造成工事）でございますけれども、今回、5社の指名競争入札によりまして、東急建設株式会社大阪支店と3億67万4,850円で契約の締結をするもので、工事内容につきましては、地盤改良工、暗渠排水工、砂防堰堤工を施工し、高速道路の残土を受けるものでございます。

次に、議案第46号につきましては、物品購入契約の締結についてございまして、高規格救急自動車購入でございます。今回、4社の指名競争入札によりまして、日産プリンス和歌山販売株式会社田辺支店と1,450万7,032万円で契約を締結するもので、現在配備している高規格救急自動車は、平成9年に購入したもので16年が経過しており、更新・整備するものでございます。

以上が本定例会に上程します諸議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長及び企画員より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただけるよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、4月1日付で人事異動を発令しております。本定例会の説明員として出席しますので、副町長より移動発令をした課長及び企画員を紹介させますので、よろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

副町長、平見君。

副町長（平見信次）

おはようございます。

それでは、4月1日付で人事異動の発令をしました課長並びに企画員の紹介をいたします。

会計管理者の笠松眞年です。会計課長を兼務しております。

会計管理者（笠松眞年）

笠松です。よろしくお願いいたします。

副町長（平見信次）

総務政策課企画員まちづくりグループ長の川口孝志です。

総務政策課企画員（川口孝志）

川口です。よろしくお願いいたします。

副町長（平見信次）

同じく総務政策課企画員の撫養充洋です。県からの派遣職員です。

総務政策課企画員（撫養充洋）

撫養でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（平見信次）

住民生活課長の和田精之です。

住民生活課長（和田精之）

和田です。よろしくお願いいたします。

副町長（平見信次）

住民生活課企画員住民グループ長の原宗男です。

住民生活課企画員（原 宗男）

原です。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（平見信次）

同じく住民生活課企画員生活グループ長の平田敏隆です。

住民生活課企画員（平田敏隆）

平田です。よろしくお願いいたします。

副町長（平見信次）

教育委員会生涯学習課長の藪内博文です。

教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

藪内です。よろしく申し上げます。

副町長（平見信次）

上下水道課企画員工務グループ長の植本亮です。

上下水道課企画員（植本 亮）

植本です。よろしく申し上げます。

副町長（平見信次）

税務課長の山崎一光です。

税務課長（山崎一光）

山崎です。どうぞよろしく申し上げます。

副町長（平見信次）

以上でございます。今後ともご指導賜りますようよろしくお願いいたします。

#### 日程第4 報告第1号～日程第33 議案第46号

議長（大石哲雄）

この際、日程第4 報告第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例についての件から日程第33 議案第46号、物品購入契約の締結について（高規格救急自動車購入）の件まで30件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

税務課長、山崎君。

税務課長（山崎一光）

おはようございます。

私からは、報告第1号、報告第2号につきましてご説明申し上げます。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

記。

専決第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年3月29日専決、上富田町長小出隆道。

この条例、今回の改正につきましては、地方自治法の一部が改正され、25年4月1日から施行されたことに伴う本町条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点につきまして参考資料でご説明申し上げますので、7ページをお願いいたします。

まず、寄附金税控除第34条の7第2項でございますけれども、租税特別措置法の規定がある場合の読みかえ適用を追加したものでございます。

下の54条第5項では、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い、非課税特別措置等が廃止されたことによる措置でございます。

次のページをお願いいたします。

8ページの第131条第4項も前のページの第54条第5項と同様の措置でございます。

次のページ、9ページをお願いいたします。

附則の延滞金の割合等の特例でございますけれども、納税環境整備の観点から延滞金、還付加算金の利率の割合を見直し、延滞金につきましては年14.6%から9.3%に、還付加算金につきましては年4.3%から2%に引き下げる措置でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

11ページ下の第7条3の2でございます。

個人住民税の住宅借入金等特別控除の適用期限を4年間延長する措置でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

寄附金控除における特例でございますが、地方公共団体等に対する寄附金につきまして、個人住民税、所得税及び復興特別所得税を合わせて一定限度まで全額を控除できるよう、個人住民税に係る寄附金控除の特別控除額の縮減についての措置でございます。

次の14ページをお願いいたします。

14ページの東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例及び16ページまでの間につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例及び住宅を再取得または増改築をした場合の住宅借入金等特別控除について措置したものでございます。

詳細につきましては、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、報告第2号をご説明申し上げます。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第

3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年3月29日専決、上富田町長小出隆道。

今回の改正につきましては、報告第1号同様、地方税法の一部が改正され、4月1日から施行されたことに伴う改正でございます。

主な改正点につきましては、参考資料でご説明申し上げますので、恐れ入りますが3ページをお願いいたします。

3ページ、第5条の2では、被保険者の均等割額または世帯平等割額の減額について、減額の対象を判定する基準額等の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者を含むとする措置について、移行後5年までに加入としていた要件を撤廃し、恒久化するものでございます。及び特定世帯に対して、平等割額を最初の5年間、2分の1減額する措置に加え、特定継続世帯として6年目から8年目までの3年間について4分の1軽減するという措置を講じたものでございます。

次に、第7の3では、後期高齢者支援金等課税について、特定継続世帯に対する措置を加えたものでございます。

4ページをお願いいたします。

すみません、今、4ページの国民健康保険税の件は、特定継続世帯に措置を行ったものでございまして、内容は7条の3と同様となっております。

6ページをお願いいたします。

東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例では、適用条項の変更でございます。

なお、平成24年度におきまして特定世帯、いわゆる平等割額2分の1軽減世帯は339件ございました。このうち平成25年度において特定継続世帯として4分の1軽減の対象となる世帯は、100件程度となる見込みでございます。

以上でございます。ご承認賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

総務政策課企画員（水口和洋）

おはようございます。

私のほうからは、報告第3号、第4号につきましてご説明いたします。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第3号、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第7号）。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第3号、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第7号）。

平成24年度上富田町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億1,644万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億8,387万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の廃止・変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年3月29日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、2款地方譲与税では、既定額から今回571万3,000円を減額、6,228万8,000円と定めています。

3款利子割交付金では、既定額から50万4,000円を減額、5款株式等譲渡所得割交付金では、既定額から8万7,000円を減額、7款ゴルフ場利用税交付金では、既定額から564万9,000円を減額、9款地方特例交付金では、既定額から37万6,000円を減額、10款地方交付税では、既定額に5,208万6,000円を追加、11款交通安全対策特別交付金では、既定額から46万1,000円を減額、12款分担金及び負担金では、既定額に588万1,000円を追加、13款使用料及び手

数料では、既定額に426万円を追加、14款国庫支出金では、既定額に866万1,000円を追加、15款県支出金では、既定額から1,241万6,000円を減額、16款財産収入では、既定額から543万8,000円を減額、17款寄附金では、既定額に96万8,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

18款繰入金では、既定額から2億9,792万3,000円を減額、20款諸収入では、既定額に746万4,000円を追加、21款町債では、既定額から6,720万円を減額。

歳入合計では、既定額から今回3億1,644万6,000円を減額し、58億8,387万4,000円と定めています。

次に、歳出につきましては、1款議会費では、既定額から今回127万1,000円を減額、8,618万4,000円と定めています。

2款総務費では、既定額から3,122万1,000円を減額、3款民生費では、既定額から1億4,866万5,000円を減額、4款衛生費では、既定額から1,504万円を減額、5款農林水産業費では、既定額から2,068万6,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

6款商工費では、既定額から84万3,000円を減額、7款土木費では、既定額から3,733万2,000円を減額、8款消防費では、既定額に145万2,000円を追加、9款教育費では、既定額から1,788万6,000円を減額、10款災害復旧費では、既定額から1,955万4,000円を減額、11款公債費では、既定額から2,540万円を減額。

歳出合計では、既定額から今回3億1,644万6,000円を減額し、58億8,387万4,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

年度内に事業が完成しなかったため、平成25年度へ繰り越しを予定しています。

「第2表 繰越明許費」です。

3款民生費の介護基盤緊急整備特別対策事業で3,000万円、5款農林水産業費の農業基盤整備促進事業で1,505万円、7款土木費の社会資本整備総合交付金事業で1,600万円、9款教育費の2項小学校費の岡小学校特別支援教室改修事業で400万円、同じく天井扇風機設置事業で550万円、3項中学校費の天井扇風機設置事業で250万円、10款災害復旧費の2項農林水産施設災害復旧費、過年発生農業用施設災害復旧事業で1,779万4,000円、7事業合計で9,084万4,000円となっております。

「第3表 地方債補正」です。

まず、廃止では、災害援護資金で限度額350万円は、該当がなかったことから廃止としています。

次のページをお願いいたします。

変更では、統合保育所建設事業につきましては、限度額を4,300万円減額し、限度額を2億7,030万円に、高速道路整備関連事業につきましては、限度額を440万円減額し、3,760万円に、地域住宅交付金事業につきましては、限度額を10万円減額し、640万円に、緊急防災・減災事業につきましては、限度額を110万円減額し、40万円に、公共土木施設災害復旧事業につきましては、限度額を1,500万円減額し、3,000万円に、農林水産施設災害復旧事業につきましては、限度額を10万円減額し、130万円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきまして、今回の補正は、各事業の精査及び本年度の実質収支を見込んだ最終補正となっております。このページから13ページまでの明細につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

各内訳につきまして歳出からご説明させていただきますので、27ページをお願いいたします。

歳出につきまして、1款議会費では、各経費の精査により、既定額より127万1,000円を減額し、8,618万4,000円と定めています。主なものとしましては、委託料で定例会等議事録作成業務委託料13万2,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

2款総務費の一般管理費では、経費の精査により1,204万4,000円の減額としてございます。主なものとしましては、委託料で、庁舎の耐震改修設計業務委託料ほかで232万2,000円を減額してございます。

財産管理費では、542万6,000円の追加で、主なものとしましては、次の30ページをお願いいたします。

積立金で、小集落改良住宅基金積立金ほかで514万5,000円を追加してございます。

防災対策費では、経費の精査により362万1,000円を減額してございます。主なものとしましては、木造住宅耐震改修費補助金ほかで199万1,000円の減額でございます。

交通安全対策費では、経費の精査により126万6,000円を減額してございます。



企画費では、282万5,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業では、経費の精査により190万2,000円を減額、人権推進費では、7万5,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

男女共同参画社会推進費では、7万4,000円を減額、地籍調査費では、経費の精査により45万円を減額してございます。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費では、事業費の精査により513万7,000円を減額、主なものとしましては、委託料で、農道台帳整備業務委託料ほかで444万6,000円を減額してございます。

住民生活に光をそそぐ交付金事業では、5万8,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

税務総務費では、7万円を追加、賦課徴収費では、各経費の精査により410万6,000円を減額してございます。

戸籍住民基本台帳費では、精査により257万円を減額、選挙管理委員会費では、11万1,000円を減額、生馬財産区議会議員選挙費では、214万6,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

統計調査総務費では、1,000円を減額、監査委員費では、33万1,000円を減額。

3款民生費の社会福祉総務費では、1,445万3,000円の減額で、繰出金で特別会計介護保険繰出金1,380万円を減額してございます。

次の40ページをお願いいたします。

老人福祉費では、1,427万8,000円を減額、主なものとしましては、負担金、補助及び交付金の施設開設準備経費助成特別対策事業補助金ほかで1,163万8,000円を減額してございます。

障害福祉費では、委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費等の精査によりまして、525万7,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

社会・児童福祉医療費では、2,084万4,000円の減額で、主なものとしましては、繰出金で特別会計国民健康保険への繰出金1,691万8,000円、後期高齢者医療への繰出金185万1,000円を減額してございます。

児童福祉総務費では、238万9,000円の減額で、主なものとしましては、次の

ページをお願いいたします。

児童手当のシステム改修業務委託料ほかで212万円を減額してございます。

保育所運営費では、経費の精査により1,793万2,000円を減額してございます。

保育所建設事業費では、統合保育所建設事業費の精査によりまして、5,874万7,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

児童措置費では、子ども手当ほか279万5,000円を減額してございます。

災害救助費では、1,197万円の減額です。

4款衛生費の保健衛生費では、582万4,000円の減額で、主なものとしましては、次の48ページをお願いいたします。

繰出金で、特別会計診療所事業繰出金225万円を減額してございます。

予防費では、618万3,000円の減額で、主なものとしまして、委託料で胃検診委託料ほかで445万6,000円を減額してございます。

環境衛生費では、15万円を減額。

次の50ページをお願いいたします。

清掃総務費では、経費の精査により288万3,000円を減額、5款農林水産業費の農業委員会費では、58万6,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

農業総務費では、1,018万2,000円の減額で、主なものとしましては、特別会計農業集落排水事業繰出金614万8,000円を減額してございます。

農業振興費では、経費の精査により345万8,000円を減額、農業生産基盤保全管理等推進費では、事業の精査によりまして385万円を減額、林業総務費では、経費の精査により261万円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

6款商工費の商工総務費では、精査により84万3,000円を減額、7款土木費の土木総務費では、244万3,000円の減額で、主なものとしましては、町内会館の建設等補助金229万4,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

道路橋梁総務費では、112万円を減額、道路橋梁維持費では、224万4,000円を追加、主なものとしましては、維持補修工事請負費200万円を追加措置してございます。

高速道路推進費では、2,168万円を減額、主なものとしましては、大内谷残土処

分場工事請負費で390万円、土地購入費で507万5,000円、立木補償費で930万円を減額措置してございます。

社会資本整備総合交付金事業では、補正額はございませんが、財源内訳の変更を行ってございます。

河川総務費では、経費の精査により33万円を減額、河川改良費では、経費の精査により80万5,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

都市計画費では、20万円を追加、住宅管理費では、44万円を追加、公営住宅建設事業費では、事業費の精査によりまして1,383万8,000円を減額してございます。

8款総務費の常備消防費では、7万2,000円を減額、非常備消防費では、170万4,000円の追加で、主なものとしましては、報償費で消防団員の退職報償金ほかで257万5,000円を追加してございます。

次の60ページをお願いいたします。

水防費では、精査によりまして18万円を減額、9款教育費の教育委員会費では、精査により21万2,000円を減額、事務局費では、精査により260万7,000円を減額、学校管理費では、472万6,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

岡小学校特別支援教室改修事業及び天井扇風機設置事業で900万円を25年度へ繰り越すこととしてございます。

教育振興費では、175万8,000円を減額、3項中学校費の学校管理費では、149万8,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

中学校管理費では、250万円を25年度へ繰り越すこととしてございます。これにつきましては、天井扇風機設置工事請負費でございます。

教育振興費では、精査により613万5,000円を減額、社会教育総務費では、精査により20万1,000円を減額。

次の67ページをお願いいたします。

生涯学習事業費では、47万6,000円を減額、公民館運営費では、67万3,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

人権教育推進費では、113万7,000円を減額、青少年対策費では、22万7,000円を減額、児童館運営費では、精査により152万1,000円を減額。

次の70ページをお願いいたします。

放課後児童対策費では、8万1,000円を減額、図書館運営費では、30万円を減額、文化会館運営費では、経費の精査により367万5,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

保健体育総務費では、精査により522万5,000円を減額、体育施設管理費では、11万8,000円を追加。

10款災害復旧費の単独災害復旧事業では、435万9,000円を減額、過年発生公共土木施設災害復旧事業費では、1,229万円を減額。

次の74ページをお願いいたします。

現年発生公共土木施設災害復旧事業では、484万円を減額、2項農林水産施設災害復旧費の単独災害復旧事業費では、540万9,000円を減額、過年発生農業用施設災害復旧事業では、734万4,000円を追加、1,779万4,000円を25年度へ繰り越すこととしてございます。

11款公債費の元金では、94万円を追加、利子では、2,634万円を減額してございます。

次の76ページ、77ページにつきましては、今回の補正に係る給与費明細書です。恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

歳入をご説明させていただきます。

14ページをお願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。

2款地方譲与税の地方揮発油譲与税では、147万6,000円を減額、自動車重量譲与税では、423万7,000円を減額、地方道路譲与税では、1,000円を追加、3款利子割交付金では、50万4,000円を減額、5款株式等譲渡所得割交付金では、8万7,000円を減額、7款ゴルフ場利用交付金では、564万9,000円を減額、9款地方特例交付金の減収補填特例交付金では、37万6,000円を減額、10款地方交付税では、5,208万6,000円の追加で、普通交付税が15億6,502万7,000円、特別交付税が2億4,678万5,000円と確定してございます。

11款交通安全対策特別交付金では、46万1,000円を減額、12款分担金及び負担金の民生費負担金では、564万3,000円を追加、保育所運営費負担金の追加でございます。

次のページをお願いいたします。

災害復旧費負担金では、105万6,000円を追加、農林業費負担金では、86万8,000円を減額、土木費負担金では5万円を追加、13款使用料及び手数料の1項

使用料では、合計で268万7,000円の追加で、主なものとしましては、住宅使用料200万円、スポーツセンター使用料284万6,000円を追加してございます。

2項手数料では、次のページをお願いいたします。

合計で157万3,000円の追加で、主なものとしましては、清掃手数料144万7,000円の追加でございます。

14款国庫支出金の1項国庫負担金の民生費国庫負担金では、1,312万2,000円の追加で、主なものとしましては、子ども手当で272万9,000円、児童手当で1,246万円の追加でございます。

2項国庫補助金では、各事業の精査により合計で685万6,000円を減額してございます。

次の20ページをお願いいたします。

3項委託金では、合計で239万5,000円を追加してございます。

15款県支出金の1項県負担金では、91万8,000円を減額してございます。

2項県補助金では、22ページをお願いいたします。

事業費の精査によりまして、1,147万5,000円を減額してございます。

3項委託金では、総務費委託金で2万3,000円を減額してございます。

16款財産収入の利子及び配当金では、9,000円を追加、2項財産売り払い収入では、544万7,000円を減額、17款寄附金では、合計で96万8,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

18款繰入金のさわやか上富田まちづくり基金繰入金では、552万円を追加、住民生活に光をそそぐ基金繰入金では、1,000円を追加、上富田町共同作業場基金繰入金では、47万4,000円の減額、財政調整基金繰入金では、3億82万2,000円の減額、合計では2億9,577万5,000円を減額してございます。

2項財産区繰入金では、生馬財産区議会議員選挙費繰入金214万8,000円を減額してございます。

20款諸収入では、雑入の救急搬送業務負担金270万円ほかによりまして、合計で746万4,000円を追加してございます。

次のページをお願いいたします。

21款町債では、各事業の精査によりまして、合計で6,720万円を減額してございます。

以上が3月29日付をもって専決した内訳となっております。何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第4号をご説明いたします。

報告第4号、平成24年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書。

3款民生費では、介護基盤緊急整備特別対策事業で3,000万円、5款農林水産業費では、農業基盤整備促進事業で1,505万円、7款土木費では、社会資本整備総合交付金事業で1,600万円、9款教育費では、2項小学校費の岡小学校特別支援教室改修事業で400万円、同じく天井扇風機設置事業で550万円、3項中学校費の天井扇風機設置事業で250万円、10款災害復旧費では、2項農林水産施設災害復旧費、過年発生農業用施設災害復旧事業で1,779万4,000円、7事業合計で繰越額としましては、9,084万4,000円となっております。

財源内訳につきましては、国・県支出金6,447万3,000円、地方債10万円、基金繰入金800万円、一般財源としまして1,827万1,000円となっております。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

この報告につきましては、専決第3号の第2条によりご説明申し上げました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条の規定に基づきまして、財源内訳とともに報告するものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大石哲雄）

10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

議長（大石哲雄）

再開します。

住民生活課課長、和田君。

住民生活課長（和田精之）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第5号から報告第8号についてご説明申し上げます。

報告第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

記。

専決第4号、平成24年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第4号、平成24年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）。

平成24年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ235万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,316万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月29日専決、上富田町長小出隆道。

なお、この会計における3月末の国保加入世帯は2,835世帯で、被保険者数は5,137名となっております。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

補助金等の確定により精査してございます。

まず、歳入です。

3款国庫支出金では、既定額に1,456万2,000円を追加、9款繰入金では、既定額から1,691万8,000円を減額、歳入合計といたしまして、既定額から235万6,000円を減額し、21億8,316万1,000円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、既定額から1,138万7,000円を減額、2款保険給付費では、既定額から6,451万3,000円を減額、8款保険事業費では、既定額から5万8,000円を減額、9款基金積立金では、既定額に7,360万2,000円を追加、歳出合計といたしまして、既定額から235万6,000円を減額し、21億8,316万1,000円と定めております。

次のページをお願いします。

なお、4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いします。

6 ページをお願いします。

2、歳入です。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 節特別調整交付金では、1,456 万 2,000 円を増額しております。これにつきましては、20 歳未満の被保険者が多いことにより、財政影響への特別な調整交付金ということでございます。

9 款繰入金の一般会計繰入金では、1,691 万 8,000 円を減額しております。主なものとしまして、国保システム改修費繰入金で 1,319 万 2,000 円を減額しております。

理由としましては、国・県の翌年度に特別調整交付金で交付される見込みとなっております。

次のページをお願いします。

7 ページです。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費では、1,080 万 7,000 円を減額しております。主なものとしまして、委託料で 1,039 万 3,000 円を減額しております。

次のページをお願いします。

8 ページです。

2 項徴税费、3 項運営協議会費につきましては、それぞれ所要の経費の見直し及び精査を行っております。

2 款保険給付費の 1 項療養諸費につきましては、一般被保険者療養給付費で 5,944 万 3,000 円を減額、4 項出産育児諸費では、507 万円を減額。

次のページをお願いします。

9 ページです。

8 款の保険事業費、2 項保険事業費につきましては、所要の経費の見直しと精査を行っております。

9 款の基金積立金につきましては、7,360 万 2,000 円を増額しています。

なお、基金につきましては、本年度、24 年度末の基金残高は、1 億 5,000 万 6,975 円になると見込んでおります。

次のページをお願いします。

給与費明細につきましては、お目通しをよろしく願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、報告第 6 号をお願いします。

報告第 6 号、専決処分の承認を求めることについて。



地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第5号、平成24年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第5号、平成24年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）。

平成24年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ715万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,666万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月29日専決、上富田町長小出隆道。

なお、この会計における3月末の被保険者数は、1,879人となっております。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

補助金等の確定により精査してございます。

歳入です。

1款保険料では、既定額から501万1,000円を減額、2款繰入金では、既定額から185万1,000円を減額、4款諸収入では、既定額から29万4,000円を減額、歳入合計といたしまして、既定額から715万6,000円を減額し、2億4,666万6,000円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、既定額から41万4,000円を減額、2款後期高齢者医療広域連合納付金では、既定額から654万6,000円を減額、3款保険事業費では、既定額から8,000円を減額、4款公債費では、既定額から18万8,000円を減額、歳出合計といたしまして、既定額から715万6,000円を減額し、2億4,666万6,000円と定めております。

次のページをお願いします。

なお、4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、

お目通しをお願いいたします。

6 ページをお願いします。

2、歳入です。

1 款の保険料につきましては、5 0 1 万 1 , 0 0 0 円を減額しております。

2 款の繰入金につきましては、一般会計繰入金で 1 8 5 万 1 , 0 0 0 円を減額しております。

4 款の諸収入につきましては、それぞれ精査をしております。

次のページをお願いします。

8 ページです。

3、歳出でございます。

1 款の総務費の 1 項総務管理費、2 項徴収費につきましては、それぞれ所要の経費の見直し及び精査をして計上しております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、負担金等の確定により 6 5 4 万 6 , 0 0 0 円を減額しております。

次のページをお願いします。

3 款の保健事業費につきましては、人間ドック補助金 8 , 0 0 0 円を減額しております。

4 款公債費につきましては、一時借入金はございませんので、全額減額としております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、報告第 7 号をお願いします。

報告第 7 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第 6 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）。

平成 2 5 年 6 月 1 1 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第 6 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）。

平成 2 4 年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 7 , 0 4 6 万 2 , 0 0 0

円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,897万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月29日専決、上富田町長小出隆道。

なお、この会計におけます3月末の第1号被保険者数は3,435名で、認定者数は711名、受給者数は569名となっております。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

補助金等の確定により精査してございます。

歳入です。

1款保険料では、既定額に275万7,000円を追加、2款使用料及び手数料では、既定額から1,000円を減額、3款国庫支出金では、既定額から1,997万7,000円を減額、4款支払基金交付金では、既定額から2,265万6,000円を減額、5款県支出金では、既定額から662万1,000円を減額、6款財産収入では、既定額から1万1,000円を減額、7款繰入金では、既定額から2,521万9,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

9款諸収入では、既定額に126万6,000円を追加、歳入合計といたしまして、既定額から7,046万2,000円を減額し、11億6,897万4,000円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、既定額に2,009万9,000円を追加、2款保険給付費では、既定額から8,795万3,000円を減額、3款公債費では、既定額から150万円を減額、4款地域支援事業費では、既定額から92万6,000円を減額、5款諸支出金では、既定額から18万2,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

歳出合計といたしまして、既定額から7,046万2,000円を減額し、11億6,897万4,000円と定めております。

次のページをお願いします。

なお、6ページ、7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いします。

8 ページをお願いします。

2、歳入でございます。

1 款保険料の第 1 号被保険者保険料では、2 7 5 万 7 , 0 0 0 円を増額、2 款使用料及び手数料では、1 , 0 0 0 円を減額、3 款国庫支出金、1 項国庫負担金では、1 , 3 8 1 万 4 , 0 0 0 円を減額、2 項国庫補助金では、6 1 6 万 3 , 0 0 0 円を減額しております。

次のページをお願いします。

9 ページでございます。

4 款支払基金交付金では、2 , 2 6 5 万 6 , 0 0 0 円を減額、5 款県支出金の 1 項県負担金では、6 5 7 万 1 , 0 0 0 円を減額、3 項県補助金では、5 万円の減額。

次のページをお願いします。

1 0 ページです。

6 款財産収入では、1 万 1 , 0 0 0 円を減額、7 款繰入金の 1 項一般会計繰入金では、1 , 3 8 0 万円を減額、2 項基金繰入金では、1 , 1 4 1 万 9 , 0 0 0 円を減額。

次のページをお願いします。

1 1 ページです。

9 款諸収入、1 項の町預金利子、2 項の雑入につきましては、それぞれ精査の上、計上しております。

次のページをお願いします。

1 2 ページです。

3、歳出です。

1 款総務費の 1 項総務管理費につきましては、それぞれ所要の経費の見直し及び精査をし、計上しております。

なお、介護給付費準備基金の 2 4 年度末の基金残高は、2 , 2 6 2 万 1 , 6 2 3 円と見込んでおります。

次のページをお願いします。

1 3 ページです。

2 項徴収費、3 項介護認定調査費につきましては、それぞれ所要の経費の見直し及び精査をして計上しております。

2 款保険給付費の 1 項介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者に係る分でございます。それぞれ所要の経費の見直しと財源の見直しを行ってございます。

次のページをお願いします。

1 4 ページでございます。

1 項介護サービス等諸費としまして、6,896万5,000円を減額しております。

2 項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援の認定者に係る分でございます。経費の見直しと財源の見直しを行い、次のページをお願いします。

15 ページ、介護予防サービス等諸費としまして、960万7,000円を減額しております。

3 項その他諸費、4 項高額介護サービス等費はそれぞれ精査し計上しております。

次のページをお願いします。

16 ページです。

5 項高額医療合算介護サービス等費で451万円を減額、6 項特定入所者介護サービス等費で43万3,000円を増額しております。

3 款公債費につきましては、一時借入金はございませんので、150万円全額減額としております。

次のページをお願いします。

17 ページです。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費では、所要の経費等の精査により98万6,000円を減額しております。

2 項の包括的支援事業・任意事業費につきましても、次の18 ページ、19 ページをお願いします。

それぞれ所要の経費の見直し及び財源の見直しを行い、6万円を増額してございます。

5 款の諸支出金、1 項償還金及び還付加算金では、23 年度精算後の返還金としまして18万2,000円を減額しております。

次のページ、20 ページをお願いします。

20、21 ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第8号をお願いします。

報告第8号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第7号、平成24年度上富田町特別会計診療所事業補正予算(第2号)。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第7号、平成24年度上富田町特別会計診療所事業補正予算(第2号)。

平成24年度上富田町の特別会計診療諸事業補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ188万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,482万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月29日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

事業の確定により精査してございます。

まず、歳入です。

1款診療収入では、既定額に37万1,000円を追加、2款使用料及び手数料では、既定額から3,000円を減額、3款繰入金では、既定額から225万円を減額、4款諸収入では、新たに2,000円を追加、歳入合計といたしまして、既定額から188万円を減額し、2,482万4,000円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、既定額から66万7,000円を減額、2款医業費では、既定額から91万3,000円の減額、3款公債費では、既定額から30万円を減額、歳出合計といたしまして、既定額から188万円を減額し、2,482万4,000円と定めております。

次のページをお願いします。

なお、4ページ、5ページの歳入歳出予算事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

6ページをお願いします。

2、歳入です。

1款の診療収入の1項外来収入につきましては、39万1,000円を増額、2項その他の診療収入につきましては、2万円を減額しております。

2款使用料及び手数料につきましては、3,000円を減額しております。

3款の繰入金につきましては、一般会計繰入金で225万円を減額しております。

4款の諸収入につきましては、2,000円を増額しております。

8ページをお願いします。

3、歳出でございます。

1項の総務費につきましては、所要の経費の見直し及び精査をして66万7,000円を減額しております。

2款の医業費につきましては、所要の経費の見直し及び精査をして91万3,000円を減額しております。

3款公債費につきましては、一時借入金はございませんので、全額減額としております。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（大石哲雄）

産業建設課長、植本君。

産業建設課長（植本敏雄）

よろしく願いいたします。

報告第9号についてご説明申し上げます。

報告第9号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第8号、平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第5号）。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第8号、平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第5号）。

平成24年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,199万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,049万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月29日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

今回、事業費の確定によりまして精査してございます。

歳入合計では、既定額から1,199万2,000円を減額し、7億4,049万9,000円と定めてございます。

歳出につきましても精査してございます。

既定額から1,199万2,000円を減額し、7億4,049万9,000円と定めてございます。

3ページの事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

諸収入、宅地造成事業収入、既定額から5,406万2,000円を減額し、5億4,849万8,000円、雑入としまして、既定額に4,207万円を追加し、1億9,200万円、計としまして、既定額から1,199万2,000円を減額し、7億4,049万9,000円と定めてございます。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

宅地造成事業費、今回、事業費の精査並びに組み替えによりまして、既定額から3,674万7,000円を減額いたしまして、1億7,787万5,000円としてございます。

残土処理場事業費につきましては、既定額に3,125万5,000円を追加し、1億928万5,000円としてございます。これにつきましても、事業費の精査及び組み替えによるものとなってございます。

公債費、利子、既定額から650万円を減額し、ゼロとしております。これにつきましては、一時借入金利子の減額となってございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、撫養君。

総務政策課企画員（撫養充洋）

おはようございます。

それでは、私のほうから報告第10号、第11号についてご説明申し上げます。

まず、報告第10号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。



専決第9号、平成24年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第2号）。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第9号、平成24年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第2号）。

平成24年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,013万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月29日専決、上富田町長小出隆道。

次の2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入、1款諸収入、1項貸付金元利収入、既定額から6万9,000円を減額し、858万4,000円と定めております。

歳入合計といたしまして、既定額から6万9,000円を減額し、1,013万4,000円と定めております。

歳出、1款公債費、既定額から6万9,000円を減額し、429万9,000円と定めております。

歳出合計といたしまして、既定額から6万9,000円を減額し、1,013万4,000円と定めております。

次の3ページ目、事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

2、歳入、1款諸収入、1目宅地取得資金貸付金元利収入、既定額から6万9,000円を減額し、858万4,000円と定めております。

3、歳出、1款公債費、1目元金、既定額に7,000円を追加、2目利子、既定額から7万6,000円を減額し、合計といたしまして、既定額から6万9,000円を減額し、429万9,000円と定めております。

続きまして、報告第11号についてご説明申し上げます。

報告第11号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第10号、平成24年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第2号）。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次の1ページをごらん願います。

専決第10号、平成24年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第2号）。

平成24年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ117万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,216万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月29日専決、上富田町長小出隆道。

次の2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入、1款諸収入、1項貸付金元利収入、既定額から117万4,000円を減額し、5,371万8,000円と定めております。

歳入合計といたしましては、既定額から117万4,000円を減額し、6,216万8,000円と定めております。

歳出、1款公債費、1項公債費、既定額から117万4,000円を減額し、1,972万9,000円と定めております。

歳出合計といたしまして、既定額から117万4,000円を減額し、6,216万8,000円と定めております。

3ページの事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

2、歳入、1款諸収入、1目住宅新築資金貸付金元利収入、既定額から117万4,000円を減額し、5,371万8,000円と定めております。

3、歳出、1款公債費、1目元金、既定額から38万4,000円を減額、2目利子、既定額から79万円を減額、合計といたしまして、既定額から117万4,000円を減額し、1,972万9,000円と定めております。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

生涯学習課長、藪内君。

教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

よろしくお願いいたします。

私のほうからは、報告第12号についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

報告第12号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第11号、平成24年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第11号、平成24年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）。

平成24年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ139万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ952万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月29日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1款財産収入、1項財産運用収入、既定額から今回1万8,000円を減額、2款繰入金、1項基金繰入金、既定額から今回184万9,000円を減額、3款繰越金、1項繰越金、既定額から今回1,000円を減額、4款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料から3項の貸付金元利収入まで、既定額に今回47万4,000円を追加、歳入合

計といたしまして、既定額から今回139万4,000円を減額し、952万2,000円と定めています。

続きまして、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、既定額から今回139万4,000円を減額、歳出合計といたしまして、既定額から今回139万4,000円を減額し、952万2,000円と定めています。

次のページをお願いします。

なお、3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いします。

次のページをお願いします。

2、歳入でございます。

1款財産収入、1目利子及び配当金、既定額から今回1万8,000円を減額、基金預金利子でございます。

2款繰入金、1目奨学基金繰入金、既定額から今回184万9,000円を減額してございます。

3款繰越金、4款諸収入の1目延滞金、2項の町預金利子、1目町預金利子まで、既定額からそれぞれ1,000円を減額措置してございます。

1目の奨学事業貸付金元利収入、既定額に今回47万6,000円を追加、貸付金元利収入でございます。本年度の対象件数は38件でございます。

次のページをお願いします。

3、歳出、1款総務費、1目一般管理費、既定額から今回139万4,000円を減額し、952万2,000円と定めています。

21節の貸付金、134万4,000円を減額、少額貸付金でございます。本年度は、貸し付け件数は42件でございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い致します。

議長（大石哲雄）

上下水道課長、福田君。

上下水道課長（福田睦巳）

私からは、報告第13号と14号についてご説明申し上げます。

報告第13号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第12号、平成24年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）。  
平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第12号、平成24年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）。

平成24年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ514万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,807万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月29日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

歳入につきましては、今回事業費の確定により、一般会計繰入金614万8,000円の減額を初めとする補正であります。

歳入合計、既定額から514万8,000円を減額し、1億8,807万7,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出です。

歳出につきましても、事業費の精査により減額をしております。

歳出合計、既定額から514万8,000円を減額し、1億8,807万7,000円と定めています。

次の4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、お目通しをお願いします。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

分担金及び負担金、農業集落排水事業負担金、今回、新規加入4基増に伴う増額で、既定額に133万2,000円を追加し、295万9,000円と定めています。

使用料及び手数料、農業集落排水使用料、既定額から33万6,000円を減額し、4,442万5,000円、繰入金、一般会計繰入金、既定額から614万8,000円を減額し、1億4,068万7,000円、諸収入、町預金利子、既定額から1,0

000円を減額し、ゼロ円、雑入、既定額に5,000円を追加し、6,000円と定めています。電柱の占用料金であります。

次のページをお願いします。

3、歳出です。

農業集落排水事業費、総務費、今回、既定額から302万4,000円を減額し、1,235万1,000円と定めています。主な内容としましては、事業費の確定による汚水処理施設維持管理委託料120万8,000円の減額、市ノ瀬北岸地区の農業集落排水管路布設工事請負費149万8,000円の減額であります。

施設維持管理費、既定額から199万9,000円を減額し、5,807万8,000円と定めています。これにつきましては、各地区の施設維持管理費の精査による減額であります。

8ページをお願いします。

公債費、利子、既定額から12万5,000円を減額し、3,262万9,000円と定めています。一時借入金利子の減額であります。

9ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。

続きまして、報告第14号を説明させていただきます。

報告第14号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第13号、平成24年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第3号)。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第13号、平成24年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第3号)。

平成24年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,982万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,744万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年3月29日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

歳入につきましては、今回事業費の確定により精査しております。

歳入合計、既定額から2,982万8,000円を減額し、2億9,744万7,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

歳出につきましても精査をしております。

歳出合計、既定額から2,982万8,000円を減額し、2億9,744万7,000円と定めています。

4ページをお願いします。

「第2表 地方債補正」。

地方債の変更でございます。事業費の確定により限度額9,040万円から3,280万円を減額し、5,760万円と定めています。

次のページをお願いします。

5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

7ページをお願いいたします。

2、歳入です。

分担金及び負担金、公共下水道受益者負担金、今回、既定額に653万3,000円を追加し、1,793万3,000円と定めています。

使用料及び手数料、公共下水道使用料、既定額から85万2,000円を減額し、3,152万4,000円、国庫支出金、公共下水道事業費国庫補助金、既定額から925万円を減額し、5,075万円、財産収入、利子及び配当金、既定額に4,000円を追加し、13万4,000円、繰入金、下水道事業基金繰入金、既定額に619万7,000円を追加し、1,589万5,000円。

次のページをお願いします。

諸収入、町預金利子、既定額から1,000円を減額し、ゼロ円、雑入、既定額に34万1,000円を追加し、34万2,000円、消費税還付金であります。

町債、公共下水道事業債、既定額から3,280万円を減額し、5,760万円と定

めています。

次のページをお願いします。

3、歳出です。

公共下水道事業費、既定額から2,051万4,000円を減額し、1億6,833万3,000円と定めています。主なものとしましては、事業費精査による下水道管布設工事請負費3,083万5,000円の減額であります。

積立金につきましても精査し、1,274万円の増額をしております。これによりまして、平成24年度末の基金総額は、2億942万4,122円でございます。

次のページをお願いします。

施設維持管理費、既定額から729万5,000円を減額し、2,532万3,000円としています。これにつきましては、浄化センター、朝来污水中継ポンプ場等維持管理費の精査による減額であります。

公債費、元金につきましては、補正額はございませんが、財源内訳の変更であります。

利子、既定額から201万9,000円を減額し、3,825万円としています。償還金利子と一時借入金の利子であります。

次のページをお願いします。

11ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大石哲雄）

産業建設課長、植本君。

産業建設課長（植本敏雄）

報告第15号についてご説明申し上げます。

報告第15号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第14号、平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第14号、平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

平成25年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。



第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億5,436万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,986万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金の補正。

第2条、一時借入金の借り入れの最高額に4億円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を5億円とする。

平成25年5月31日専決、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

歳入です。

諸収入、既定額に4億5,436万4,000円を追加してございます。

歳入合計としまして、既定額に4億5,436万4,000円を追加し、6億5,986万4,000円と定めてございます。

歳出でございます。

公債費、既定額に500万円を追加し、650万円、前年度繰上充用金としまして、既定額に4億4,936万4,000円を追加し、4億4,936万4,000円、歳出合計としまして、既定額に4億5,436万4,000円を追加し、6億5,986万4,000円と定めてございます。

3ページの事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

歳入です。

諸収入、宅地造成事業収入、既定額に4億5,436万4,000円を追加し、4億9,406万3,000円、合計としまして、既定額に4億5,436万4,000円を追加しまして、6億5,986万4,000円と定めてございます。

歳出でございます。

公債費、利子、既定額に500万円を追加し、650万円としてございます。これにつきましては、一時借入金利子となっております。

前年度繰上充用金につきましては、既定額に4億4,936万4,000円を追加してございます。

参考としまして、24年度につきましては、4億5,333万9,000円となっております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、撫養君。

総務政策課企画員（撫養充洋）

それでは、報告第16号、第17号についてご説明申し上げます。

まず、報告第16号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第15号、平成25年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次の1ページをお願いいたします。

専決第15号、平成25年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）でございます。

平成25年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ603万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ816万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、500万円と定める。

平成25年5月31日専決、上富田町長小出隆道。

次の2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1款諸収入、既定額に603万8,000円を追加し、816万3,000円と定めております。

歳入合計といたしましては、既定額に603万8,000円を追加し、816万3,000円と定めております。

歳出でございます。

1 款公債費、既定額に 5 万円を追加し、2 1 7 万 5 , 0 0 0 円と定めております。

2 款前年度繰上充用金、今回新たに 5 9 8 万 8 , 0 0 0 円を計上いたしております。

歳出合計といたしましては、既定額に 6 0 3 万 8 , 0 0 0 円を追加し、8 1 6 万 3 , 0 0 0 円と定めております。

次の 3 ページ目の事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほうをお願いいたします。

4 ページをお願いいたします。

2、歳入、1 款諸収入、1 目宅地取得資金貸付金元利収入、既定額に 6 0 3 万 8 , 0 0 0 円を追加し、8 1 6 万 3 , 0 0 0 円と定めております。

3、歳出、1 款公債費、2 目利子、既定額に 5 万円を追加し、3 7 万 8 , 0 0 0 円と定めております。

合計といたしましては、既定額に 5 万円を追加し、2 1 7 万 5 , 0 0 0 円と定めております。

2 款前年度繰上充用金でございますが、今回新たに 5 9 8 万 8 , 0 0 0 円を追加計上いたしております。

続きまして、報告第 1 7 号についてご説明申し上げます。

報告第 1 7 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第 1 6 号、平成 2 5 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 1 号）。

平成 2 5 年 6 月 1 1 日提出、上富田町長小出隆道。

次の 1 ページをお願いいたします。

専決第 1 6 号、平成 2 5 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 1 号）でございます。

平成 2 5 年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4 , 3 1 1 万 9 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 , 1 7 1 万 1 , 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定める。

平成25年5月31日専決、上富田町長小出隆道。

次の2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

歳入でございます。

1款諸収入、既定額に4,311万9,000円を追加し、5,171万1,000円と定めております。

歳入合計といたしましては、既定額に4,311万9,000円を追加し、5,171万1,000円と定めております。

歳出でございます。

1款公債費、既定額に50万円を追加し、909万2,000円と定めております。

2款前年度繰上充用金、今回新たに4,261万9,000円を計上いたしております。

歳出合計といたしましては、既定額に4,311万9,000円を追加し、5,171万1,000円と定めております。

次の3ページ、事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほうをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

2、歳入、1款諸収入、1目住宅新築資金貸付金元利収入、既定額に4,311万9,000円を追加し、5,171万1,000円と定めております。

3、歳出、1款公債費、2目利子、既定額に50万円を追加し、187万5,000円と定めております。

合計としましては、既定額に50万円を追加し、909万2,000円と定めております。

2款前年度繰上充用金でございます。今回新たに4,261万9,000円を計上いたしております。

以上でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 11時41分

再開 午後 1時30分

議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

総務政策課長、山本君。

総務政策課長（山本敏章）

よろしく申し上げます。

それでは、私から議案第34号から議案第37号までの条例案につきましてご説明申し上げます。

議案第34号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の給与等に関する条例の一部改正。

職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

給料の減額支給措置に関する期間の特例第7項、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における職員の給料月額は、8条の規定にかかわらず、同条に既定する額から当該額の100分の3を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

この附則の一部改正につきましては、地方公務員の給料について、国家公務員の給料の改定及び臨時特例に関する法律に基づく、国家公務員の給料減額措置を踏まえ、地方公共団体におきましても速やかに国に準じて必要な措置を講じるよう、総務大臣の要請に基づき条例の一部改正を行うものでありまして、平成25年度に限って緊急に実施するものであります。

附則で、この条例は平成25年7月1日から施行するとしてございます。

なお、次のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

ご承認賜りますよう何とぞよろしく申し上げます。

続きまして、議案第35号についてご説明申し上げます。

議案第35号、町長及び副町長の給与減額支給に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与減額支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例（案）。

町長及び副町長の給与減額支給に関する条例の一部改正。

町長及び副町長の給与減額支給に関する条例の一部を次のように改正する。

本則中、「100分の10」の次に、「平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間にあつては、100分の13.6」を加える。

この本則の一部改正につきましては、国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律を踏まえ、地方公共団体の特別職におきましても、速やかに国に準じて必要な措置を講じるよう、総務大臣の要請に基づきまして条例の一部を改正するものであります。平成25年度に限って実施するものであります。

改正内容につきましては、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、現在の町長、副町長の減額支給給料月額に3.6%を上乗せして減額するものであります。

附則で、この条例は平成25年7月1日から施行するとしてございます。

なお、次のページに新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。

ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第36号についてご説明申し上げます。

議案第36号、上富田町教育委員会教育長の給与減額支給に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町教育委員会教育長の給与減額支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町教育委員会教育長の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町教育委員会教育長の給与減額支給に関する条例の一部改正。

上富田町教育委員会教育長の給与の減額支給に関する条例の一部を次のように改正する。

本則中、「100分の10」の次に、「平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間にあつては、100分の13.6」を加える。

この本則の一部改正につきましては、議案第35号と同じく、国家公務員の給与改定

及び臨時特例に関する法律を踏まえ、地方公共団体の特別職におきましても、速やかに国に準じて必要な措置を講じるよう、総務大臣の通達に基づき、条例の一部改正を行うもので、平成25年度に限って緊急に実施するものであります。

改正内容につきましても、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、現在の教育長の減額支給給料月額に3.6%を上乗せして減額するものであります。

附則で、この条例は平成25年7月1日から施行するとしてございます。

なお、次のページに新旧対照表を添付しておりますのでご参照願います。

ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第37号についてご説明申し上げます。

議案第37号、上富田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例。

上富田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を別紙のように制定する。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（案）。

この条例につきましては、監査委員による定例監査の指摘事項を踏まえ、地方自治法第234条の3及び同施行令167の17の規定に基づきまして、町が締結する長期継続契約に関し、必要な事項を定めるものであります。

町が長期継続契約を締結することができる契約につきましては、第2条に規定しております。

第1号、物品を借り入れる契約で、商慣習上、複数年度にわたって契約を締結することが一般的なもののうち、規則で定めるもの。

第2号、経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、年間を通じて契約を締結することが必要であるもののうち、規則で定めるものとしております。

なお、附則で、この条例は平成25年7月1日から施行すると規定しております。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。よろしくをお願いします。

議長（大石哲雄）

住民生活課長、和田君。

住民生活課長（和田精之）

それでは、議案第38号から議案第39号についてご説明申し上げます。

議案第38号、上富田町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例。

上富田町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する。

平成 25 年 6 月 11 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例（案）。

上富田町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する。

附則、この条例は平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

この条例につきましては、平成 23 年に交付金事業で交付される交付金を運営するために制定されたものでありますが、平成 24 年度で交付金事業が終了しましたので、本基金条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第 39 号をお願いいたします。

議案第 39 号、紀南環境広域施設組合の設置に関する協議について。

地方自治法第 284 条第 2 項の規定に基づき、紀南環境広域施設組合を設置するため、次のとおり規約を定め、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 6 月 11 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

紀南環境広域施設組合同規約（案）。

本規約は、現在の事業主体である財団法人紀南環境整備公社の該当する公益法人制度改革に伴う平成 25 年 11 月末の法期限までに組織移行が必要なことから、それまでに本事業を引き継ぐ新たな事業主体として一部事務組合を設立するものです。

この規約は、条文 12 条と附則で構成されております。第 1 条で名称、第 2 条で構成団体、第 3 条で共同処理する事務、第 4 条で事務所の位置、第 5 条で組合組織及び議員の選挙の方法、第 6 条で組合議員の任期、第 7 条で議長及び副議長、第 8 条で執行機関の組織及び選任の方法、第 9 条で監査委員、第 10 条で経費の支弁の方法、第 11 条で地方自治法の準用、第 12 条で委任を定めております。

附則、この規約は、平成 25 年 8 月 1 日から施行するとしております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

総務政策課企画員（水口和洋）

議案第 40 号をご説明いたします。

議案第 40 号、平成 25 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）。

平成 25 年度上富田町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5 億 5,709 万 4,000



0円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億1,209万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入では、12款分担金及び負担金で、既定額に122万5,000円を追加し、7,746万2,000円と定めています。

13款使用料及び手数料で、既定額に5万円を追加、14款国庫支出金で、既定額から467万円を減額、15款県支出金で、既定額に1,524万5,000円を追加、18款繰入金で、既定額に5,474万4,000円を追加、20款諸収入で、既定額に150万円を追加、21款町債で4億8,900万円を追加、歳入合計では、既定額に今回5億5,709万4,000円を追加し、62億1,209万4,000円と定めています。

次に、歳出です。

2款総務費で、既定額に今回4億4,935万1,000円を追加し、11億8,658万1,000円と定めています。

3款民生費で、既定額に160万7,000円を追加、4款衛生費で、既定額に550万円を追加、5款農林水産業費で、既定額に355万5,000円を追加、8款消防費で、既定額に1,581万2,000円を追加、9款教育費で、既定額に6,126万9,000円を追加、10款災害復旧費で、既定額に2,000万円を追加。

次のページをお願いいたします。

歳出合計では、既定額に今回5億5,709万4,000円を追加し、62億1,209万4,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」です。

追加です。

駐車場整備事業で、限度額2,320万円としています。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、当初予算と変更はありません。恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

変更では、防災対策事業費で限度額を4億5,000万円追加し、4億9,140万円に、消防施設整備事業で限度額を1,580万円追加し、3,570万円としてございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきまして、このページから9ページの明細につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

各内訳につきまして、歳出からご説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

歳出につきまして、2款総務費では、防災対策費で4億4,775万3,000円の追加で、主なものとしましては、防災行政無線のデジタル化整備のため、委託料及び工事請負費で4億5,990万1,000円を措置しております。

デジタル化を行うに当たり、当初予算でご承認いただきましたアナログ対応の防災ラジオ購入費及びJ - A L E R T連動放送卓の改良工事請負費につきましては、減額措置を行っております。

男女共同参画社会推進費では、159万8,000円の追加で、内閣府との共催で10月5日開催予定の男女共同参画フォーラムの事業費を措置しております。

3款民生費では、社会福祉総務費で42万円の追加で、小規模多機能施設紫蘭駐車場整備工事請負費を措置しております。

保育所運営費では、118万7,000円の追加で、はるかぜ保育所のひさしの増設及び進入路の舗装工事請負費を措置しております。

4款衛生費では、予防費で550万円の追加です。5月21日、知事より発表のありました風疹ワクチンの接種緊急事業助成費を措置しております。

次のページをお願いいたします。

5款農林水産業費では、小規模土地改良事業で355万5,000円の追加で、市ノ瀬根皆田地区揚水機改修工事請負費等を措置してございます。

8款消防費では、常備消防費で1,581万2,000円の追加で、消防救急無線デジタル化に伴う県協議会共同整備分として措置してございます。

9款教育費では、社会教育総務費で270万円の追加で、生馬口獅子舞保存会への補助金としてコミュニティ助成事業補助金を措置しています。

公民館運営費では、50万円の追加で、岩田公民館修繕料を措置しております。

体育施設管理費で、5,806万9,000円の追加で、主なものとしましては、体

育施設のトイレ改修工事及び駐車場整備工事請負費で5,124万4,000円、多目的グラウンドの人工芝補修材購入費として222万4,000円を措置しています。

10款災害復旧費では、単独災害復旧事業で2,000万円の追加で、救馬谷地区ののり面災害復旧工事請負費等を措置しております。

次の16ページの給与明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

歳入を説明させていただきますので、10ページをお願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。

12款分担金及び負担金の農林業費負担金は、小規模土地改良事業負担金122万5,000円を措置しています。

13款使用料及び手数料の教育使用料は、くちくまの文化交流館使用料5万円を措置しています。

14款国庫支出金の総務費国庫補助金は、防災情報通信設備整備事業費補助金567万円を減額、地域経済活性化雇用創出臨時交付金100万円を措置しています。

15款県支出金の総務費県補助金は、体育施設トイレ改修事業費補助金1,110万円を、衛生費県補助金は、風疹ワクチン接種緊急助成事業補助金309万5,000円を、農林業費県補助金は、小規模土地改良事業費補助金105万円を措置しています。

18款繰入金の財政調整基金繰入金は、5,474万4,000円を追加、20款諸収入の雑入は、コミュニティ助成事業助成金250万円を措置、防災ラジオ購入負担金100万円を減額しております。

21款町債の総務債で防災行政無線デジタル化整備事業債4億5,000万円を、消防債で消防救急無線デジタル化整備事業債1,580万円を、教育債で駐車場整備事業債2,320万円を措置してございます。

以上が今回の補正内容でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。  
議長（大石哲雄）

産業建設課長、植本君。

産業建設課長（植本敏雄）

議案第41号についてご説明申し上げます。

議案第41号、平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）。

平成25年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,900万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,886万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

諸収入、既定額に3,900万円を追加してございます。

歳入合計では、既定額に3,900万円を追加し、6億9,886万4,000円と定めてございます。

歳出でございます。

宅地造成費、既定額に3,900万円を追加してございます。

歳出合計では、既定額に3,900万円を追加し、6億9,886万4,000円と定めてございます。

3ページの事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

4ページをお願いします。

歳入でございます。

諸収入、宅地造成事業収入、既定額に400万円を追加し、4億9,806万3,000円、雑入としまして、既定額に3,500万円を追加し、2億80万円、計としまして、既定額に3,900万円を追加し、6億9,886万4,000円と定めてございます。

歳出でございます。

宅地造成事業費につきましては、既定額に400万円を追加し、5,462万4,000円と定めてございます。これにつきましては、工事請負費としまして、栗ヶ谷墓地の整備工事を計画してございます。今回、約20から30区画を整備する予定としてございます。

残土処理場事業費でございます。既定額に3,500万円を追加し、1億8,837万6,000円と定めてございます。これにつきましては、生馬企業用地造成事業区域内の土地の6万3,775平米の購入費を措置してございます。

計としまして、既定額に3,900万円を追加し、2億4,300万円と定めてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、菅谷君。

産業建設課企画員（菅谷雄二）

よろしく申し上げます。

私のほうからは、議案第42号をご説明させていただきます。

議案第42号、平成25年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）。

平成25年度上富田町の特別会計朝来財産区補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ339万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ816万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月11日提出、朝来財産区管理者、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

1款財産収入、2項不動産売り払い収入、今回新たに339万3,000円を計上しております。

歳入合計といたしまして、既定額に339万3,000円を追加し、816万6,000円と定めております。

歳出です。

2款総務費、既定額に339万3,000円を追加し、708万4,000円と定めております。

歳出合計で、既定額に339万3,000円を追加し、816万6,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

2、歳入です。1款財産収入、2項財産売り払い収入、1目不動産売り払い収入、今回新たに339万3,000円を計上しております。

1節不動産売り払い収入339万3,000円、この不動産の売却につきましては、町が計画いたします大内谷残土処分場の用地として所有地の売却をするものです。その

明細につきましては、朝来字大内谷 1713 番 10 ほか 4 筆、地目は山林等でございます。面積が総計で 3,393.38 平米となっております。

次のページをお願いいたします。

3、歳出、2 款総務費、1 目一般管理費、既定額に 339 万 3,000 円を追加し、708 万 4,000 円としております。

11 節需用費、消耗品といたしまして 9 万 3,000 円、25 節積立金といたしまして、財政調整基金積立金といたしまして 130 万、26 節寄附金といたしまして 200 万、既定額に 200 万を追加いたしまして、さわやか上富田まちづくり寄附金のほうへ寄附と計上しております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

産業建設課長、植本君。

産業建設課長（植本敏雄）

私からは、議案第 43 号から議案第 45 号についてご説明申し上げます。

議案第 43 号、土地取得について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、下記のとおり土地を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得物件、西牟婁郡上富田町生馬字山王 1404 番 13、畑ほか 12 筆、6 万 3,775 平米。

2、取得価格、一金 3,500 万円。

3、目的、企業用地造成事業用地として。

4、契約の相手方、西牟婁郡上富田町生馬 1344 番地、栗栖正昭。

平成 25 年 6 月 11 日提出、上富田町長小出隆道。

本用地につきましては、生馬企業用地造成事業区域にございまして、現在の進入道路部分から林業試験場裏に所有されておりました土地で、今後、事業を進めていく上で重要な部分の用地であることから、今回、土地を取得するものでございます。

次のページに、参考資料といたしまして土地売買仮契約書を添付してございます。

仮契約書の最後の条項に議会の議決を得たとき、本契約が成立するものとなっております。

どうかご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 44 号についてご説明申し上げます。

議案第44号、土地取得について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得物件、西牟婁郡上富田町朝来大内谷1714番、山林ほか10筆、3,717.77平米。

2、取得価格、一金380万6,000円。

3、目的、宅地造成事業用地として。

4、契約の相手方、西牟婁郡上富田町朝来1405番地の1、竹中哲ほか5名。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

この用地につきましては、高速道路の残土処分場としまして計画の大内谷第二残土処分場造成工事の用地としまして、3月議会におきましてご承認いただきました残りの土地を所有者6名から取得するものでございます。

次のページをお願いいたします。

用地取得内訳書でございます。

竹中哲ほか5名の全11筆、3,717.77平米、契約金額で380万6,000円の内訳書となっております。

最後のページに、参考資料としまして土地売買仮契約書を添付してございます。

仮契約書の最後の条項に議会の議決を得たときに本契約が成立するものとなっております。

どうかご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第45号についてご説明申し上げます。

議案第45号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成25年度 第1号 高速道路推進事業 大内谷第二残土処分場造成工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成25年度 第1号 高速道路推進事業 大内谷第二残土処分場造成工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、3億67万4,850円。

4、契約の相手方、大阪市北区豊崎3丁目19番3号、東急建設株式会社大阪支店、執行役員支店長内海秀樹。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

本工事につきましては、指名競争入札による工事請負契約でございます。指名業者につきましては、東急建設株式会社大阪支店、株式会社松村組大阪本店、山陽工業株式会社、株式会社浅川組、大日本土木株式会社和歌山営業所の5業者でございます。

工事内容につきましては、地盤改良工としまして2万30立米、暗渠排水工2,197メートル、防災堰堤工としまして5カ所を施工しまして、搬入盛土としまして20万立米を受け入れるというものでございます。

次のページに、参考資料といたしまして仮契約書の写しを添付してございます。

仮契約書の最後の条項に、議会の議決があったときにこの契約と同一の条項により、本契約を締結したものとするとなっております。

どうかご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、森岡君。

総務政策課企画員（森岡真輝）

私からは、議案第46号についてご説明させていただきます。

議案第46号、物品購入契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり物品を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記。

取得物品、高規格救急自動車1台。

2、取得価格、一金1,450万7,320円。

3、契約の相手方、和歌山県田辺市上の山1丁目8番16号、日産プリンス和歌山販売株式会社田辺支店、支店長寺端徹夫。

平成25年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

物品の購入につきましては、高規格救急自動車の購入でありまして、指名競争入札による物品購入契約となっております。現在使用しています救急車は、平成9年2月に購入し、16年目を迎えることから、更新・整備するものであります。

指名業者につきましては、日産プリンス和歌山販売株式会社田辺支店、和歌山日産自動車株式会社田辺店、和歌山トヨペット株式会社田辺店、和歌山トヨタ自動車株式会社田辺店の4業者でございます。



仕様内容につきましては、車両全長5メートル80、全幅2メートル、高さが2メートル60で、総排気量は2,600ccとなっています。

次のページに、参考資料としまして仮契約書の写し及び仕様書を添付してございます。

仮契約書の最後の条項に、議会の議決が得たときにこの契約と同一の条項により、本契約を締結したものとすとなっていますので、どうかご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

以上をもって、提案理由の説明を終わります。

## 延 会

議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会をいたします。

次回は、6月18日午前9時30分となっておりますので、ご参集お願い申し上げます。ありがとうございました。

延会 午後2時07分